

規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―一〇五三

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第一条関係）

組 織		職					区 分
議会事務局	知事部局	事務局長	一種	本庁副部長 知事室長 統括参事（人事委員会が定めるものに限る。） 税務局長 雇用労働局長 会計管理者 参事（人事委員会が定めるものに限る。） 参与（人事委員会が定めるものに限る。） 東京事務所長 総合リハビリテーションセンター長 精神保健福祉センター長	二種	本庁副部長 参事 参与 報道長	二種
		副事務局長	二種				
		参事	二種				
		課長	三種				
		図書室長	三種				
		副課長	四種				

統括参事
政策・財務局長
行政・デジタル改革局長
地域経営局長
人財政策局長
行政監察幹（人事委員会が定めるものに限る。）
契約局長
県民スポーツ文化局長
県民共生局長
環境未来局長
地域包括ケア局長
少子化対策局長
医療政策局長
健康政策局長
食品衛生安全局長
地域振興センター所長
県税事務所長（さいたま、川口）
パスポートセンター所長
環境管理事務所長（西部）
環境科学国際センター長
環境科学国際センター研究所長
医療経営管理幹
総合リハビリテーションセンター副センター長
総合リハビリテーションセンター病院長
保健所長（朝霞、狭山）
衛生研究所長
食肉衛生検査センター所長
産業技術総合センター副センター長
農林振興センター所長（さいたま、川越、東松山、秩父、大里、加須、春日部）
農業技術研究センター所長
農業大学校長

<p>県土整備事務所長（さいたま、川越、秩父、熊谷、越谷）</p> <p>総合技術センター所長</p>	<p>本庁課（所）長</p> <p>広報戦略幹</p> <p>副報道長</p> <p>統括参事（人事委員会が定めるものに限る。）</p> <p>政策幹</p> <p>デジタル政策幹</p> <p>行政監察幹</p> <p>技術評価幹</p> <p>共生推進幹</p> <p>危機対策幹</p> <p>児童虐待対策幹</p> <p>医療政策幹</p> <p>ワクチン対策幹</p> <p>感染症対策幹</p> <p>次世代産業幹</p> <p>経済対策幹</p> <p>主席協同組合検査員</p> <p>全国植樹祭推進幹</p> <p>産業基盤対策幹</p> <p>副参事</p> <p>東京事務所副所長</p> <p>地域振興センター副所長（南西部、東部、県央、川越比企、西部、利根、北部、秩父）</p> <p>地域振興センター地域防災幹</p> <p>川越比企地域振興センター東松山事務所長</p> <p>北部地域振興センター本庄事務所長</p> <p>県税事務所長</p> <p>自動車税事務所長</p> <p>自動車税事務所支所長（大宮）</p>
<p>三種</p>	

県営競技事務所長
婦人相談センター所長
男女共同参画推進センター所長
消費生活支援センター所長
消防学校長
防災航空センター所長
環境管理事務所長
環境科学国際センター事務局長
環境科学国際センター室長
環境整備センター所長
福祉事務所長
発達障害総合支援センター所長
総合リハビリテーションセンター事務局長
総合リハビリテーションセンター福祉局長
精神保健福祉センター副センター長
児童相談所長
埼玉学園長
保健所長
衛生研究所副所長
高等看護学院長
動物指導センター所長
食肉衛生検査センター北部支所長
計量検定所長
産業技術総合センター室長
産業技術総合センター北部研究所長
高等技術専門校長
職業能力開発センター所長
農林振興センター所長
農林振興センター副所長
農業技術研究センター副所長
病虫害防除所長
家畜保健衛生所長
秩父高原牧場長
花と緑の振興センター所長

<p>茶業研究所長 水産研究所長 寄居林業事務所長 農村整備計画センター所長 県土整備事務所長 総合技術センター技術指導幹 総合技術センター総合技術幹 総合技術センター主席工事検査員 西関東連絡道路建設事務所長 鉄道高架建設事務所長 総合治水事務所長 八潮新都市建設事務所長 大宮公園事務所長 建築安全センター所長 営繕・公園事務所長</p>	
<p>本庁副課(所)長 知事室長付副室長 調整幹 企画幹 主席県民相談員 地域エネルギー企画幹 家畜衛生幹 出納審査幹 地域振興センター副所長 地域振興センター地域調整幹 県税事務所副所長 自動車税事務所副所長 自動車税事務所支所長 県営競技事務所副所長 パスポートセンター副所長 パスポートセンター支所長 婦人相談センター副所長 男女共同参画推進センター副所長</p>	<p>四種</p>

消費生活支援センター支所長
消防学校副校長
消防学校主席講師
環境管理事務所副所長
環境科学国際センター副室長
環境整備センター副所長
福祉事務所副所長
総合リハビリテーションセンター部長
総合リハビリテーションセンター医療局医
療安全管理幹
精神保健福祉センター管理業務部長
精神保健福祉センター精神保健福祉部長
児童相談所副所長
埼玉学園副園長
保健所副所長
衛生研究所地域保健企画室長
衛生研究所精度管理室長
衛生研究所感染症検査室長
衛生研究所食品微生物検査室長
衛生研究所化学検査室長
動物指導センター南支所長
食肉衛生検査センター副所長
産業技術総合センター副室長
産業技術総合センター北部研究所副所長
高等技術専門校副校長
職業能力開発センター副所長
農林振興センター部長
農業技術研究センター室長
農業技術研究センター部長
病害虫防除所副所長
家畜保健衛生所副所長
農業大学校副校長
花と緑の振興センター副所長
茶業研究所副所長

	<p>水産研究所副所長 寄居林業事務所副所長 寄居林業事務所森林研究室長 農村整備計画センター副所長 県土整備事務所副所長 総合技術センター副主席工事検査員 総合治水事務所副所長 八潮新都市建設事務所副所長 大宮公園事務所副所長 建築安全センター副所長 営繕・公園事務所副所長</p>	五種
<p>教育委員会事務局</p>	<p>副教育長 本局部長 参事（人事委員会が定めるものに限る。）</p>	一種
	<p>本局副部長 参事 教育事務所長 総合教育センター所長 図書館長（熊谷） 歴史と民俗の博物館長 近代美術館長</p>	二種
	<p>本局課長 副参事 学校管理幹 学校評価幹 教育指導幹 地域教育幹 教育事務所副所長 北部教育事務所支所長 総合教育センター総合企画長</p>	三種

<p>総合教育センター企画幹 総合教育センター支所長 図書館長 図書館副館長（熊谷） 歴史と民俗の博物館副館長 さきたま史跡の博物館長 嵐山史跡の博物館長 近代美術館副館長 自然の博物館長 川の博物館長 文書館長 げんきプラザ所長</p>	<p>本局副課長 総務幹 報道幹 調整幹 管理主幹 主席指導主事 主席社会教育主事 教育事務所室長 主席管理主事 教育主幹 主席司書主幹 主席学芸主幹 図書館副館長 さきたま史跡の博物館副館長 嵐山史跡の博物館副館長 自然の博物館副館長 川の博物館副館長 文書館副館長 げんきプラザ副所長 伊奈学園総合高等学校事務局長 大宮中央高等学校事務局長</p>
<p>四種</p>	<p>五種</p>

	<p>警察本部</p>	
<p> 県立学校事務部長 伊奈学園総合高等学校事務局次長 大宮中央高等学校事務局長 県立学校事務室長 県立学校事務長 参事（人事委員会が定めるものに限る。） 財務局長 組織犯罪対策局長 運転免許本部長 方面本部長 参事 参事官 理事官 警察学校長 警察署長（浦和、浦和東、浦和西、大宮、大宮東、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞、新座、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、飯能、東松山、秩父、熊谷、深谷、岩槻、春日部、越谷、久喜、吉川） </p>	<p>六種</p>	
<p> 警察本部の課（室・所・隊）長 監察官 聴聞官 管理官 訟務官 主席師範 総括調査官 市警察部副部長 市警察部の課長 方面本部副本部長 警察学校副校長 警察署長 </p>	<p>三種</p>	

<p>宮、大宮東、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞、新座、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、飯能、東松山、秩父、熊谷、深谷、加須、岩槻、春日部、越谷、久喜、吉川)</p>	
<p>主席調査官（人事委員会が定めるものに限る。） 主席指導官 主席専門官 公安委員会室長 取調べ監督室長 けいさつ総合相談センター所長 音楽隊長 情報セキュリティ対策室長 照会センター所長 留置センター所長 監査室長 装備技術センター所長 採用センター所長 犯罪被害者支援室長 企画調整室長 現任教養推進室長 生活安全指導室長 地域安全対策推進室長 児童虐待対策室長 少年サポートセンター所長 地域指導室長 刑事指導室長 捜査支援・通訳センター所長 検視調査室長 特殊詐欺捜査室長 法医鑑定室長 暴力団排除対策室長 交通指導室長</p>	<p>四種</p>

収入委員会事務局	労働委員会事務局				人事委員会事務局				監査事務局				交通安全対策推進室長 放置駐車対策センター所長 交通反則通告センター所長 交通管制センター所長 航空隊長 外事対策室長 国際テロリズム対策室長 次席（人事委員会が定めるものに限る。） 初任教養部長 警察署副署長						
	事務局長	副課長	課長	副事務局長	参事	事務局長	副課長	課長	副事務局長	参事	事務局長	主席監査員		課長	副事務局長	事務局長	術科教養部長	副隊長	次席
	三種	四種	三種	二種	一種	四種	三種	二種	一種	四種	三種	一種		三種	一種	一種	一種	一種	五種

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。